

外国人を雇用する事業主の皆さんへ 外国人労働者の雇用保険手続をお忘れなく!

労働基準法等の労働関係法令及び健康保険法等の社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても原則として雇用保険の被保険者となりますので、速やかな届出をお願いします。

雇用保険の適用要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上の雇用見込みがあること(注)

(注) ②の適用要件について

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約で雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

また、雇用対策法第28条により、外国人の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています※。

雇入れ時の届出は、雇用保険の届出と同時に行うことができます。

届出方法については、裏面をご覧ください。

※届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

※特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。

雇用保険届出時の注意点

- 届出の手続は外国人を雇用する事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して行います。
- 過去に雇用保険の被保険者資格を有していたことが確認された場合には、遡及による手續が可能です。
- 事業主が届出の手続をしていないと思われる場合には、労働者自らハローワークに対し、雇用保険被保険者の資格があるか否かの確認を請求することができます。



外国人の「雇用保険被保険者資格取得届」について

(雇用保険被保険者に該当しない場合は別の様式により届出が必要となります)

●届出方法	「雇用保険被保険者資格取得届」の1~17欄に必要な事項を記入した上、「18.備考欄」に以下を記入して、提出してください。 ○国籍・地域 ○在留資格 ○在留期間 ○資格外活動許可の有無 ※ 旅券または在留カードの内容を確認の上、記入してください。
●届出先	事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）
●届出期限	雇入れ日の属する月の翌月10日まで

雇用保険被保険者資格取得届の見本

■ 様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0123456789
(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別 13101

3. 氏名欄

1. 被保険者番号 2. 取得区分 (1 新規) (2 再取得)

3. 被保険者氏名 フリガナ(カタカナ)

4. 変更後の氏名 フリガナ(カタカナ)

5. 性別 (1 男) (2 女)

6. 生年月日 (2 大正 3 昭和)
(4 平成)

7. 事業所番号

8. 資格取得年月 元号

9. 被保険者となつた原因

10. 被保険者氏名欄は、外国人の氏名を、ローマ字または漢字で記入してください。

11. 就業形態 (1 日雇 2 パートタイム 3 季節的雇用 4 6 船員 7 等・高齢)

12. 番号複数取得チ (チェックリスト)
(結果、同一人で)

13. 取得時被保険者種類 (1 一般 2 短期労働 3 季節 4 高年齢(任意加入)
5 出向元への復帰(65歳以上)
等・高齢)

14. 契約期間の定め 1 有 契約期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
 2 無 (契約更新条項の有無) (1 有) (2 無)

15. 1週間の所定労働時間 (()時間()分)

16. 事業所名

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

備考欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することにより、雇用対策法第28条に規定する外国人雇用状況の届出を行ったことになります。

18. 備考欄

備 考	国 種	在 留 資 格
	西暦 年 月 日	まで
派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合		

18. 国 種 在 留 資 格

備	在 留 期 間	資格外活動許可の有無
西暦 年 月 日	まで	有 · 無
派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合		

雇用保険被保険者資格喪失届を提出する際も同様に、裏面の備考欄に「国籍・地域」などを記入してハローワークに提出してください。

外国人雇用はルールを守って適正に

不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。